

公立中学校の学校部活動における  
地域クラブ活動への移行に向けた手引き

(令和5年3月8日版)

岩手県・岩手県教育委員会

## はじめに

- スポーツ庁及び文化庁は、令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する提言を踏まえ、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むため、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定し、新たに「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を、令和4年12月に策定しました。
- 上記ガイドラインに基づき、今後、「岩手県における部活動の在り方に関する方針（改定版）」（令和元年8月）の全面的な改定に向けた作業を進めるところです。
- 本県における学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けて、「地域運動部活動推進実践研究事業（スポーツ庁委託）」を展開し、令和4年度は1市2町において実践研究に取り組んでいるところです。また、各市町村においても様々な検討や一部実施されている例があると聞いています。  
そこで、各市町村において公立中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けて取り組む際、市町村教育委員会並びに市町村生涯スポーツ及び文化芸術主管課において担うことが想定される業務や各種手続き等を整理した「公立中学校の学校部活動における地域クラブ活動への移行に向けた手引き」（以下「手引き」という。）を作成することとしました。
- 今後の各市町村における生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と、教員の働き方改革の推進の両立に向けて手引きを活用いただき、地域の実情に合わせた内容に読み替えるなど、持続可能な活動等に向けて取り組んでいただければ幸いです。
- 運営団体・実施主体として役割が期待される団体等においても、活動実施に当たり参考としてください。
- なお、この手引きは、現時点での情報に基づき作成したものであり、今後の国の動向や県の方針改定等によって、手引きに修正を加えていくことに御留意ください。

## 目次

### はじめに

1 「学校部活動の地域クラブ活動への移行」の考え方	1
(1) 現状と課題	1
(2) 文部科学省（スポーツ庁・文化庁）の動き	1
ア 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の送付について	
イ 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言	
ウ 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言	
ウ 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン	
(3) 県の動き	6
ア いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから	
イ 令和3・4年度地域部活動推進実践事業	
(4) 今後の目指す姿	10
(5) その他	11
2 「地域クラブ活動」制度設計	12
(1) 地域の実情に応じた体制整備	12
ア 令和5年度文部科学省予算（案）資料	
イ 令和3年度における部活動の地域移行等に関する実践研究事例集	
ウ 協議会等	
エ 運営団体・実施主体	
オ その他	
(2) 指導者の確保・資質の向上	18
(3) 活動経費	19
(4) 会場（活動場所）	19
(5) 保険の加入	20
(6) 具体的な進め方	20
ア 地域ニーズの把握	
イ 協議会等の開催	
ウ 運営団体・実施主体に求めていくこと	
3 関係団体・学校・保護者・地域への説明・周知	22
4 生徒への募集案内	23
5 指導を希望する教員への対応	24
資料1 地域クラブ活動における活動方針の例	26
資料2 「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合 の兼職兼業について（手引き）」について	29

## 1 「学校部活動の地域クラブ活動への移行」の考え方

### (1) 現状と課題

- 中学校及び義務教育学校の学校部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担ってきました。
- 一方で、こうした学校部活動を巡る状況については、近年、特に持続可能性という面でその厳しさを増しています。例えば、現在、日本の総人口が減少局面に入り十数年が経過し、小学校児童数の減少に加え、いよいよ中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行しています。  
この人口の減少傾向は、都市部に比べて、地方においてより加速しており、本県においては、学校単位での部活動運営が困難な状況にあることや、学校外のスポーツ・文化芸術活動に取り組む中学生が見られるなど活動が多様化しており、学校部活動だけで中学生のニーズに応えることが困難な状況にあります。
- さらに、中学校等の学校部活動においては、競技経験のない教師が指導せざるを得ない点、休日も含めた学校部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められる点など、教員にとって大きな業務負担となっている実態もあります。
- これまで学校部活動は、教員による献身的な勤務の下で成り立ってきましたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じているという課題があります。

### (2) 文部科学省（スポーツ庁・文化庁）の動き

#### ア 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の送付について（スポーツ庁等 令和2年9月1日事務連絡）

- 「改革の方向性」については、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築する一方で、部活動の指導を希望する教師は引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築することで、生徒の活動機会を確保するために、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備することとしています。
- そして、改革を推進する「具体的な方策」として、一つめに、**令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域に移行していくこと**。二つめに、合理的で効率的な部活動を推進することとしています。

## 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要

### 部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた**人間形成の機会**や、**多様な生徒が活躍できる場**である。
- ✓ 一方、これまで部活動は**教師による献身的な勤務**の下で成り立ってきたが、休日を含め、**長時間勤務の要因**であることや、**指導経験のない教師にとって多大な負担**であるとともに、**生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合**が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「**部活動を学校単位から地域単位の取組とする**」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

### 改革の方向性

- ◆ **部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえ、**部活動改革の第一歩**として、休日に教科指導を行わないことと同様に、**休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境**を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き**休日に指導を行うことができる仕組み**を構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境**を整備

### 具体的な方策

**I. 休日の部活動の段階的な地域移行**（令和5年度以降、段階的に実施）

- **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**  
（育成・マッチングまでの民間人材の活用への仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
- **拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開**

**II. 合理的で効率的な部活動の推進**

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる**ICT活用の推進**
- 主に**地方大会の在り方の整理**（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。  
 ※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

イ 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（スポーツ庁 令和4年6月6日）

文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（文化庁 令和4年8月9日）

○ これらの中で改革の方向性については、

- ・ まずは、休日の学校部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- ・ 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途

（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）

- ・ 平日の学校部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ 地域におけるスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- ・ 地域のスポーツ・文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進

※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

と示され、課題への対応策が整理されています。

○ この中では、スポーツ庁及び文化庁において取組事例を参考資料としてまとめ、各地方公共団体において、これらの事例を参照しつつ、地域の実情等を踏まえた受け入れ体制等の構築等の取組を着実に進めていくことが必要であることが示されています。

【参考】各提言概要

## 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要

※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む）における運動部活動を対象

運動部活動の意義と課題

**意義**

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

**課題**

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。 <生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年484万人>
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。 <土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増>
- 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

**これまでの対応**

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

---

○少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

○スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

○地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

---

**改革の方向性**

○まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする

○目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標  
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)

○平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進

○地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む

○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進  
※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

---

**課題への対応**

<b>新たなスポーツ環境</b>	・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保
<b>スポーツ団体等</b>	・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算の確保やtoDo達成を含む多様な財源確保の検討
<b>スポーツ指導者</b>	・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討
<b>スポーツ施設</b>	・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定 ・スポーツ団体等に管理を委託

**大会**

- ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

**会費や保険**

- ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

**学習指導要領等**

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価しては、見直す

**大会**

- ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

**会費や保険**

- ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

**学習指導要領等**

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価しては、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。  
※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。  
※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

## 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日手交）の概要

※公立中学校等における文化部活動を対象

文化部活動の意義と課題

**意義**

- 生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

**課題**

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。 <生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年484万人>
- 休日も含めた部活動の指導が求められるなど、教師にとって大きな業務負担。 <土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増>
- 地域では、文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

**これまでの対応**

- 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）：学校と地域が協働・融合した形で地域における文化芸術等親しみ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

---

○少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

○文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、地域における文化芸術の発展を主体的に形成、さらには地域社会を豊かにすることにつながる。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

○地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など）

---

**改革の方向性**

○まずは、休日の文化部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする

○目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標  
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)

○平日の文化部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進

○地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む

○地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進  
※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

---

**課題への対応**

<b>新たな文化芸術環境</b>	・地域の実情に応じ、文化芸術団体等、多様な実施主体・生徒の状況に適した機会を確保
<b>文化芸術団体等、指導者</b>	・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算や地域に応じた多様な財源確保の検討 ・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討
<b>活動場所</b>	・学校施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定 ・社会教育施設、文化施設等の活用の促進

**大会**

- ・大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援

**会費や保険**

- ・困窮する家庭への費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

**学習指導要領等**

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価しては、見直す

**大会**

- ・大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援

**会費や保険**

- ・困窮する家庭への費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

**学習指導要領等**


- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価しては、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。  
※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。  
※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

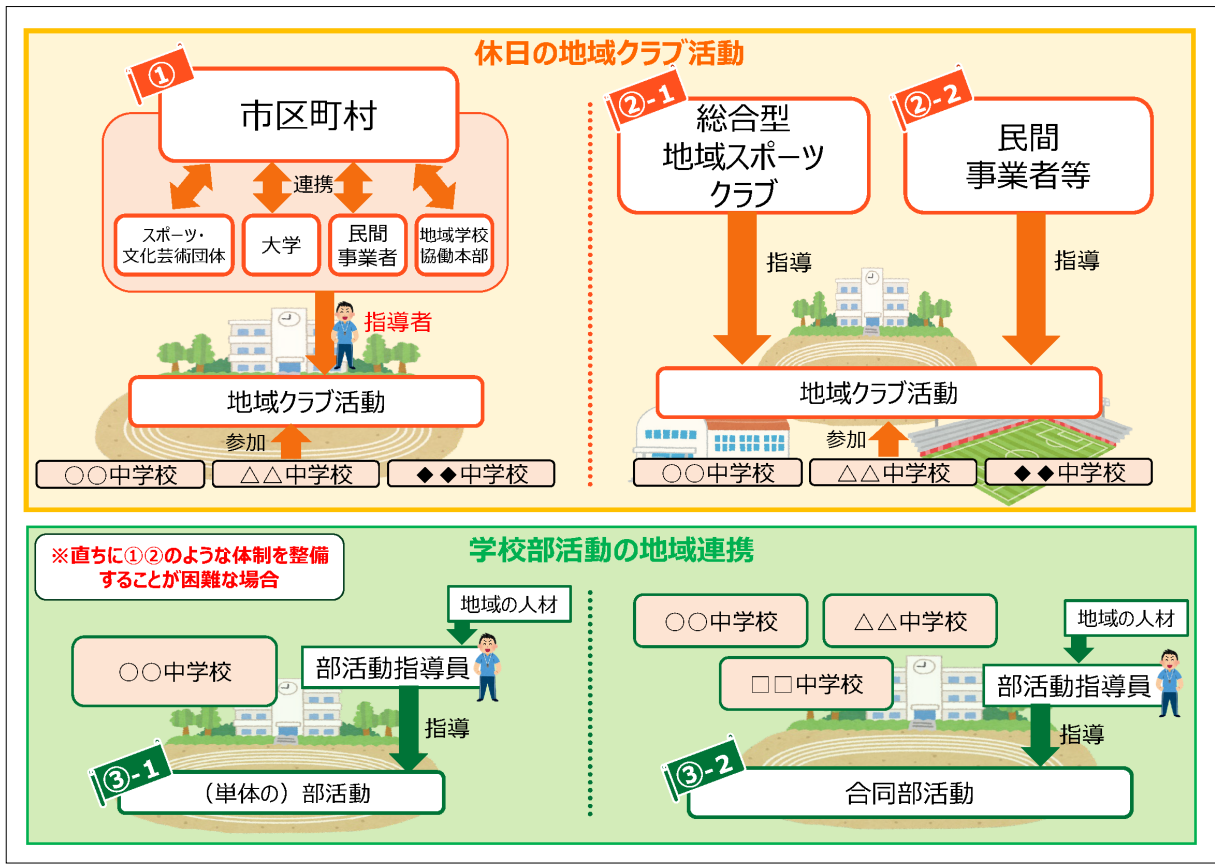
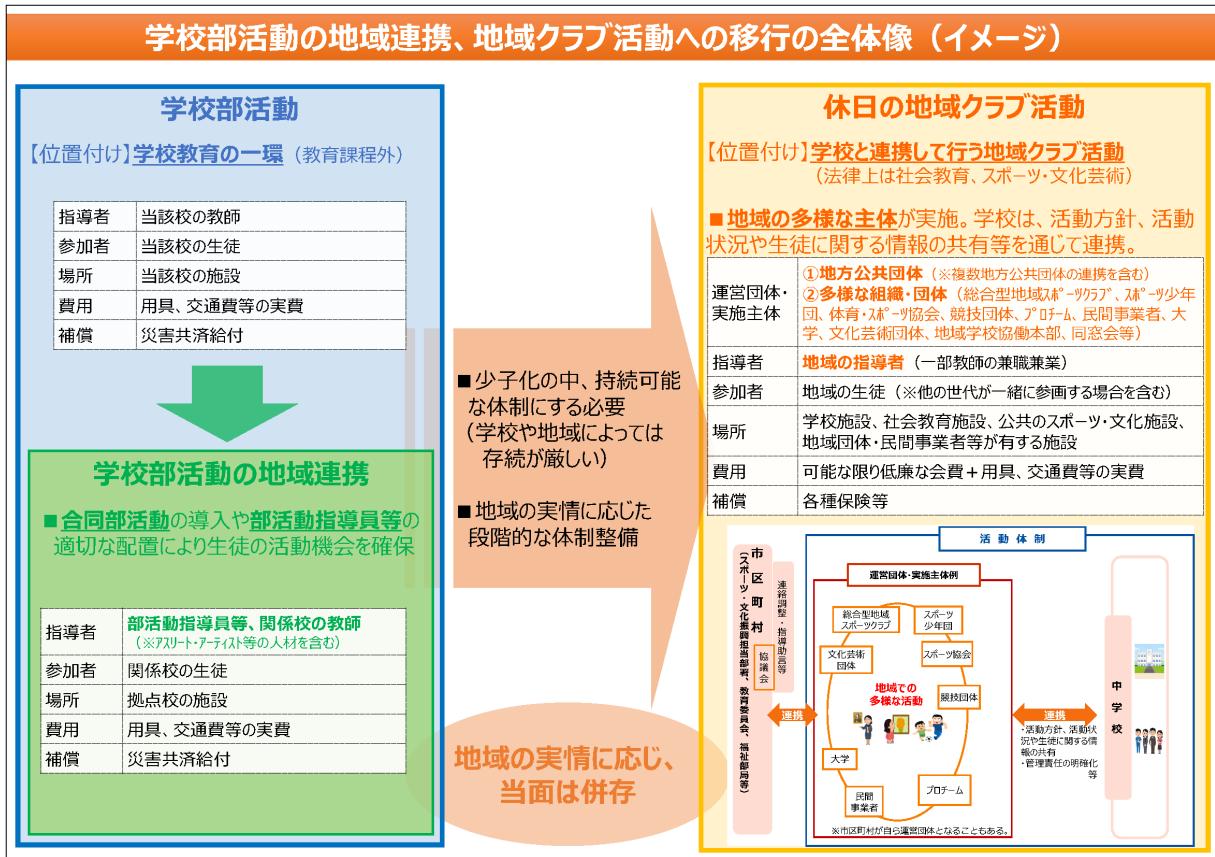
ウ 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（以下「国のガイドライン」という。スポーツ庁及び文化庁 令和4年12月27日）

- スポーツ庁及び文化庁では、令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、運動部及び文化部の各ガイドラインを統合した上で全面的に改定しました。
- 国のガイドラインでは、地域移行の目標時期は設定されませんでした。令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付けられたことから、学校部活動改革の取組が求められていることに変わりありません。学校部活動改革の取組の中で、地域クラブ活動への移行を検討することが求められています。
- 本文内の「学校部活動の地域移行」が「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行」と記載が変更され、「学校部活動」と「地域クラブ活動」が地域の実情に応じ、当面は併存することが示されました。
- 直ちに地域クラブへの移行体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動の導入や、地域の協力を得て部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが示されました。
- 学校では、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動と同じ分野の学校部活動について、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めることや、休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やすよう示されています。

【参考】概要

令和4年12月 <b>学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する                      総合的なガイドライン【概要】</b>		 スポーツ庁 文化庁
<p>○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。</p> <p>○ 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化芸術活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、<b>新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。</b></p> <p>○ 部活動の地域移行に当たっては、「<b>地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。</b>」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、<b>地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。</b>地域の実情に応じ生徒の<b>スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消</b>することが重要。</p> <p>※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。</p>		
<b>Ⅰ 学校部活動</b>	教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。 (主な内容) ・ <b>教師の部活動への関与</b> について、法令等に基づき <b>業務改善や勤務管理</b> ・ <b>部活動指導員</b> や外部指導者を確保 ・心身の健康管理・事故防止の徹底、 <b>体罰・ハラスメントの根絶の徹底</b> ・ <b>週当たり2日以上</b> の <b>休養日</b> の設定（平日1日、週末1日） ・部活動に強制的に加入させることがないようにする ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、 <b>学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める</b>	<b>Ⅲ 学校部活動の地域連携や                      地域クラブ活動への移行に向けた環境整備</b>
<b>Ⅱ 新たな地域クラブ活動</b>	学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。 (主な内容) ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実 ・ <b>地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会</b> などの体制の整備 ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、 <b>都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業</b> ・競技志向の活動だけでなく、 <b>複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保</b> ・休日のみ活動をする場合も、原則として <b>1日の休養日</b> を設定 ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減、円滑な利用促進 ・ <b>困窮家庭への支援</b>	新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。 (主な内容) ・ <b>まずは休日</b> における地域の環境の整備を着実に推進 ・ <b>平日の環境整備はできるところから</b> 取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進 ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が行き届く体制など、 <b>段階的な体制の整備を進める</b> ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保 ・ <b>令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間</b> として地域連携・地域移行に取り組むこと、地域の実情に応じて <b>可能な限り早期の実現を目指す</b> ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知
<b>Ⅳ 大会等の在り方の見直し</b>	学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。 (主な内容) ・大会参加資格を、 <b>地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し</b> ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施 ・ <b>できるだけ教師が引率しない体制の整備</b> 、運営に係る適正な人員確保 ・ <b>全国大会の在り方の見直し</b> （開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）	

【参考】全体像（イメージ）





### (3) 県の動き

#### ア いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから（岩手県「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議 令和3年3月）

- 本県における部活動は、他都道府県と比較して高い部活動加入率のもと、これまで地域の実情に合わせた形で行われ、人格形成に多大な影響を与えています。
- 一方、生徒数の減少や中学生のスポーツ・文化活動の多様化により、学校にある部活動だけでは中学生のニーズに応えることが難しくなってきた等の状況を踏まえ、「中学生本位の有意義なスポーツ・文化活動の在り方の方向性を整理」することを目的として検討を行ってきました。  
有識者会議では、文部科学省の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の動きも見据えながら、「望ましい活動・環境の姿」の実現に向け、中学生のスポーツ・文化活動を支える各主体（市町村・市町村教育委員会、学校、関係団体、指導者）に求められる役割・取組を提言としてまとめました。
- この有識者会議では、それほど遠くない未来に向けた持続可能な中学生のスポーツ・文化活動の在り方について提言がまとめられました。  
本県中学生の活動を支える全ての関係者が連携し、「望ましい活動・環境の姿」が実現することが期待されています。

#### 望ましい活動・環境の姿

- 自主的・自発的に活動し、中学生による活動の運営等、目標に向かって充実した取組を実践している。
- 学校・地域・関係団体等による環境整備や体制構築が進み、中学生が希望する活動を支えている。
- 指導者と中学生のコミュニケーションが十分に図られ、生涯を通じてスポーツ・文化活動に親しむ基礎を培うことができる。

- また、提言では、いわての中学生のスポーツ・文化活動の課題が整理されており、課題解決のために各主体の役割・取組が求められています。

#### いわての中学生のスポーツ・文化活動の課題

- 1 中学校における「自主的・自発的な参加により行われる部活動」の推進
  - (1) 部活動における「所属」と「参加」の捉えが整理されていない
  - (2) 活動の多様化により学校の部活動だけでニーズに応えることが困難
  - (3) 生徒が主体となって活動できる体制が整っていないこと
- 2 中学生の多様なニーズに応えるための指導者及び活動場所の確保
  - (1) 地域の活動について周知を図る必要があること
  - (2) 地域単位で運営を支える体制を構築する必要があること
- 3 指導者の適切な指導の推進
  - (1) 指導者は対話を重視した指導を実施する必要があること
  - (2) スポーツ医・科学に基づいた指導及び合理的でかつ効率的・効果的な指導を実施する必要があること

○ 課題解決のために各主体の役割・取組として、市町村教育委員会や中学校に求められていることは、

- ・ 自主的・自発的な部活動の推進・徹底（学校の部活動に「所属しない」ことも認める等）
  - ・ 部活動指導員の積極的任用
  - ・ 合同（拠点校）部活動等の検討・推進
  - ・ 総合型地域スポーツクラブ等による受け入れ体制の検討・推進
  - ・ 休日の部活動の地域移行
- などが示されています。

【参考】提言骨子

### いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから（提言骨子）

令和 3年 3月

**提言の趣旨**

スポーツ及び文化は、部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定し、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で実践されることを目指している。その際、「知・徳・体のバランスのとれた生活を送ることができるようになることを目指す点」において、中学生の多様な学校生活として部活動の教育的価値を最大限に発揮させることは、これまで地域の活性化に合わせた形で実施されており、中学生の人格形成に大きな影響を与えている。しかし、生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況にあることや、学校外のスポーツ・文化活動に取り組む中学生が見られるなど活動が多様化しており、学校の部活動だけで中学生のニーズに応えることが困難な状況にある。

このような状況を踏まえ、「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議（以下、有識者会議という。）は、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的価値を認識しつつ、中学生本位の有意義なスポーツ・文化活動の在り方の方向性を整理することを目的として検討を行ってきた。有識者会議では、文部科学省が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の動きも見えながら、「望ましい活動・環境の姿」の実現に向け、中学生のスポーツ・文化活動を支える各主体（市町村・市町村教育委員会、学校、関係団体、指導者）に求められる役割・取組を提言としてまとめたものである。中学生の活動を支える各主体が、共に中学生の健全な成長のためのパートナーという考えに立ち、「望ましい活動・環境の姿の実現に向けて取り組むことにより、いわての中学生それぞれの興味・関心に応じた多様な活動を展開することが期待できる。

**部活動をめぐる動向**

・H29 中学校学習指導要領告示【中学校学習指導要領】

→自主的・自発的な参加、教育課程との連携

・H30 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン【スポーツ庁】

→適切な指導の実現、休業日等の設定、生徒のスポーツ環境の整備

・H30 岩手県における部活動の在り方に関する方針【教育委員会】

→方針の策定、休業日・活動時間の整理

・H31.2 文化活動の在り方に関する総合的なガイドライン【文化庁】

→部活動の意義及び学習時間の確保

・R1 岩手県における部活動の在り方に関する方針（改定版）【教育委員会】

→自主的・自発的な参加、休前・後等の実施

**望ましい活動・環境の姿**

【学校の働き方改革を踏まえた部活動改革】 ※R5年度以降実施（準備等はR2年度～）

【改革の方向性】

- 部活動改革の第一歩として、「休日に部活動が実施に携わることがない環境」を構築する。
- 生徒の帰還に応えるため、休日において部活動の地域移行として実施できる環境を整える。

【具体的な方策】

- 休日の部活動の地域移行+休日の指導を確保しない取組が休日の部活動（教室しないこと）
- 合理的で効果的な部活動の推進 → 他校との合同部活動の推進、大会・コンクールの在り方の整理

□ 自主的・自発的に活動し、中学生による活動の運営等、目標に向かって充実した取組を実践している。

□ 学校・地域・関係団体等による環境整備や体制構築が進み、中学生が希望する活動を支援している。

□ 指導者と中学生のコミュニケーションが十分に図られ、生涯を通じてスポーツ・文化活動に親しむ基礎を培うことができる。

「望ましい活動・環境の姿」の実現に向け、中学生の活動を支える各主体に求められる役割・取組

	市町村・市町村教育委員会	学校	関係団体	指導者
<b>（重点）</b> (市町村・市町村教育委員会) 方針の改定 自主的・自発的な部活動の推進 部活動指導員の積極的任用 基礎等の見直し・検討・実施に活用 (指導者) 適切な指導の推進	■設置者の方針の改定 ■部活動指導員の積極的任用 ■合同(拠点校)部活動等の検討 ■活動を希望する中学生の受け入れ体制の検討	■自主的・自発的な部活動の推進 ■保護者負担の現状把握と軽減に向けた検討	■合同チーム等の編成及び大会・コンクール等の参加基準の見直し・柔軟な運用 ■世界や全国トップでの活躍を目指す中学生が活動できる環境の確保 ■活動を希望する中学生の受け入れ体制の検討 ■地域における活動の情報発信(短期・長期)	■適切な指導の推進 ■研修等の積極的参加
<b>（重点）</b> (関係団体) 生徒の多様な活動を展開するための環境整備 学校部活動から地域部活動へ ・休日の部活動の地域移行	■市町村(地区)単位の大会開催の検討 ■合同(拠点校)部活動等の推進	■自主的・自発的な部活動の徹底 ■地域と連携した活動の実施	■合同チームの大会・コンクール等の参加 ■学校単位にふさわしい活動の実施 ■世界や全国トップでの活躍を目指す中学生が活動できる環境の確保 ■活動を希望する中学生の受け入れ体制の構築	■合同(拠点校)部活動等の指導 【休日の指導を希望する部活動】 合同(拠点校)部活動等の指導者として活動

上記取組により中学生の活動の選択肢を広げるイメージ

文化芸術団体、民間の教室等に所属し、文化活動に打ち込む中学生
複数校による合同部活動等で活動する中学生
学校の部活動に所属し、活動する中学生
いわての中学生
競技団体、民間のクラブ等に所属し、スポーツに打ち込む中学生
世界や全国トップでの活躍を目指す中学生
総合型地域スポーツクラブ等に所属し、活動を行う中学生

【ダウンロード先】

[https://www.pref.iwate.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/043/237/teigen-honbun.pdf](https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/043/237/teigen-honbun.pdf)



イ 令和3・4年度地域部活動推進実践事業（スポーツ庁委託）

○ 学校部活動の地域クラブ活動への移行等に関して、全国各地で実施されている実践研究について、本県においては、令和3年度は岩手町と葛巻町の2町で実施、令和4年度は大船渡市を加えた1市2町において実践研究を行っています。

○ 令和3年度の成果報告書については、スポーツ庁ホームページに掲載されています。

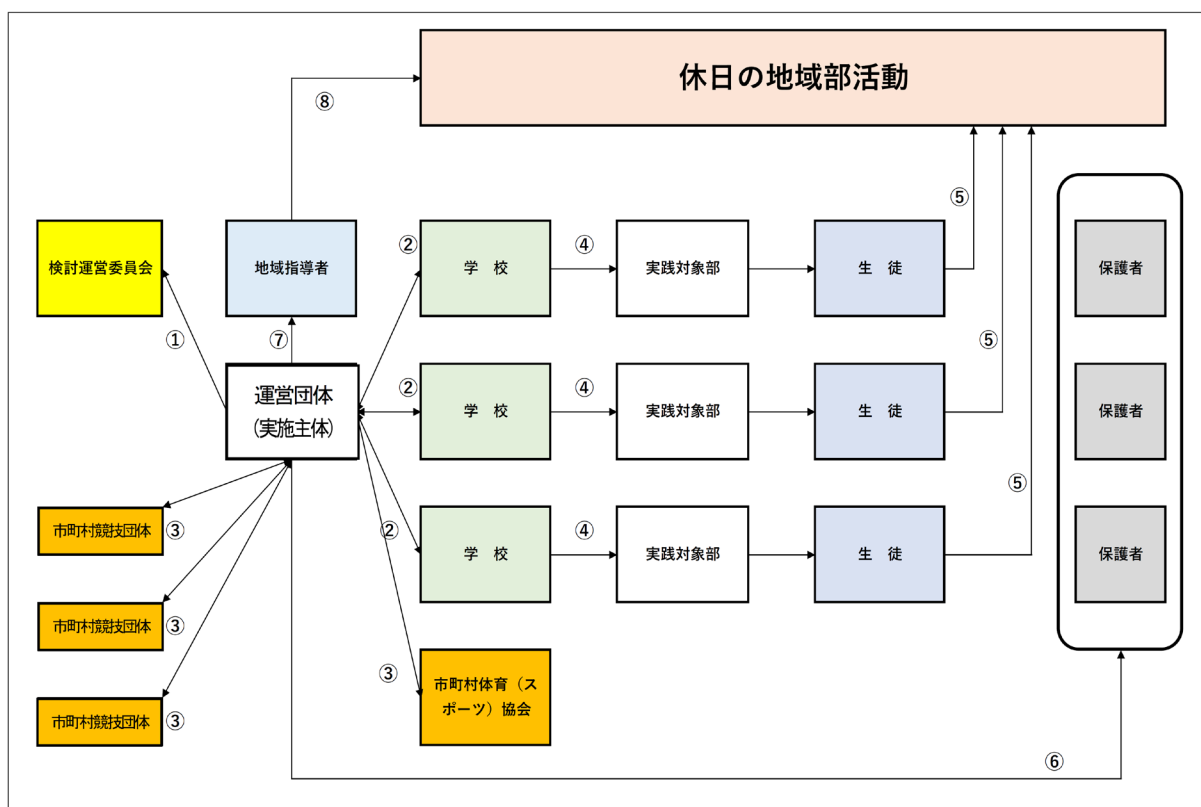
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/1405721.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405721.html)



【参考】概要

年度		岩手町	葛巻町	大船渡市
R3	運営団体 (実施主体)	町教育委員会	町教育委員会	
	取組内容	町内全3中学校 ホッケー競技の部活動で実践 (教員の兼職兼業2名)	町内全3中学校 5競技の部活動で実践 (教員の兼職兼業1名)	
R4	運営団体	町教育委員会が 町体育協会に委託	町教育委員会が 町スポーツ協会に委託	市スポーツ協会
	実施主体	町体育協会	町スポーツ協会が 所属競技団体に委託	
	取組内容	町内全3中学校 ホッケー競技の部活動で実践 (教員の兼職兼業1名)	町内全3中学校 7競技の部活動で実践 (教員の兼職兼業1名)	市内全4中学校 5競技の部活動で実践

【参考】令和3年度における地域部活動推進実践研究事業における活動実践までのイメージ



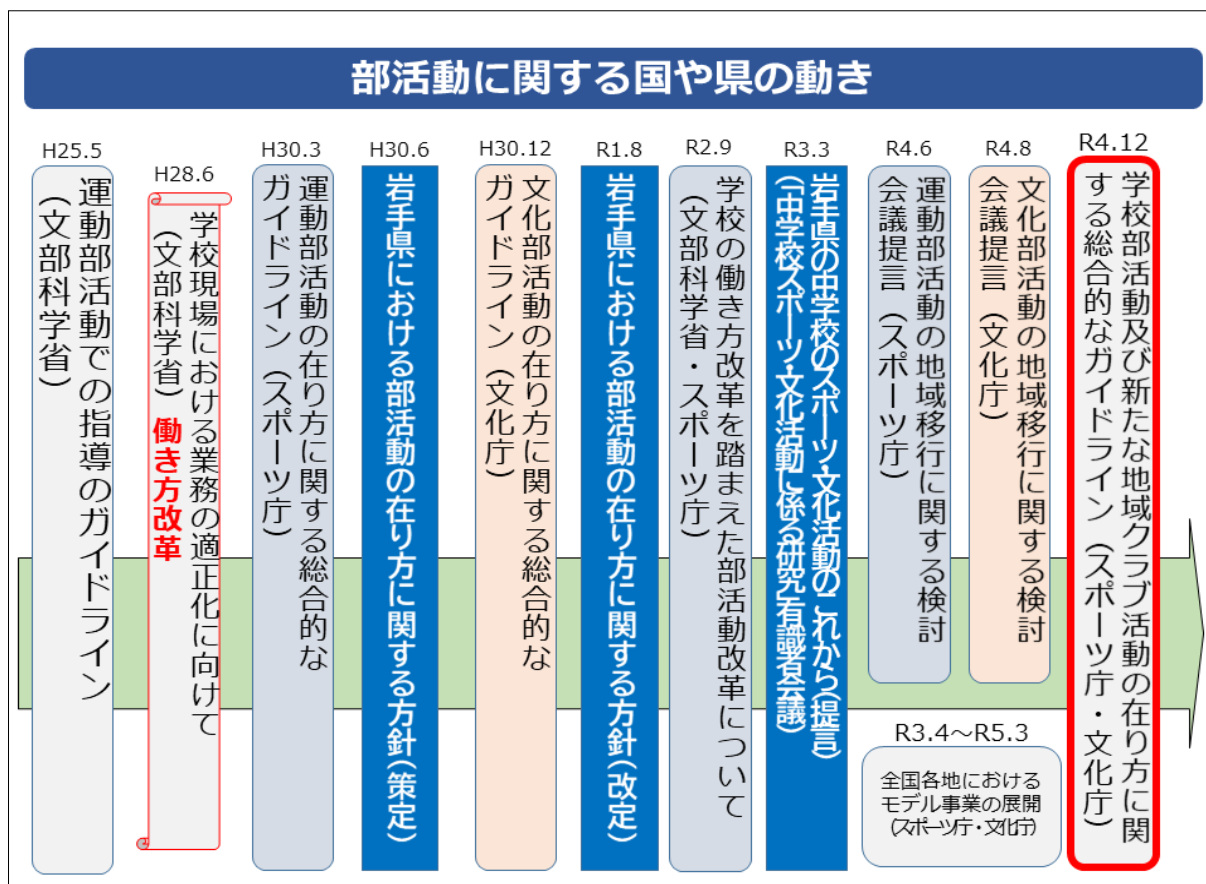
◆ 運営団体・実施主体（市町村教育委員会）

- ① 検討・運営委員会の設置（市町村教育委員会）
  - ・ 活動内容・方針の検討、決定
  - ・ 情報共有、課題の整理 等
- ② 学校との連携、意思確認、教職員への説明依頼、各種打ち合わせ
- ③ 市町村体育（スポーツ）協会及び所属競技団体との連携
- ④ 学校において休日の地域部活動の実践を希望するか検討を依頼
- ⑤ 休日の地域部活動への参加
- ⑥ 保護者への説明
- ⑦ 地域指導者の任用、研修、報酬等の支払い
- ⑧ 地域指導者の指導による休日の地域部活動の実践

上記の他、休日の地域部活動の実践に当たっては、

- ・ 活動経費等の整理
- ・ 傷害保険への加入手続き
- ・ 休日の地域部活動の実施計画の作成

など、運営団体として行う業務があります。



(4) 今後の目指す姿

- 学校部活動では支えきれなくなっている中学生のスポーツ・文化芸術環境について、今後は学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていくことにより、少子化の中でも、将来にわたり本県の中学生がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する必要があります。このことは、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながるものであります。
- これまでの学校部活動の教育的意義や役割については、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者との必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう環境を整えていくものです。
- 地域クラブへの移行を契機に、生徒や保護者等が地域のスポーツ・文化芸術活動に参加することは、地域の団体とともに質の高いスポーツ・文化芸術活動や地域におけるスポーツ・文化芸術の発展を主体的に形成していくこと、さらには地域社会を豊かにすることにつながります。
- これらの取組が、中学生を含めた地域住民を対象として、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備することで、地域スポーツ・文化芸術全体を振興する契機となり、スポーツ・文化芸術による「まちづくり」につながることが期待されます。

## (5) その他

- 地域クラブ活動（スポーツ・文化芸術活動）は、「学校部活動」と違い、学校の教育活動から離れた活動であることから、学習指導要領で示された、**学校教育の一環としての部活動とは異なるもの**と理解する必要があります。従って、地域クラブ活動への移行を進める上で「**地域部活動**」という語句を用いると、学校のみならず**中学生や保護者等に誤解を与えることが予想**されます。
  
- 大会・コンクールの参加については、国のガイドラインにおいて、「中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、**地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加**できるよう、全国大会、都道府県大会、地区大会及び市区町村大会において見直しを行う。」と示されているところです。  
公益財団法人日本中学校体育連盟においては、令和4年6月に全国中学校体育大会開催基準を見直し、地域スポーツ団体等に所属する中学生の参加条件等を示しました。
  
- 本県では、令和5年2月に県中学校体育連盟において、令和5年度の中学校総合体育大会における**地域スポーツ団体等の参加**についての考え方を示しました。詳細は県中学校体育連盟のホームページを御確認ください。

<http://www.iwate-chuutairen.net/>



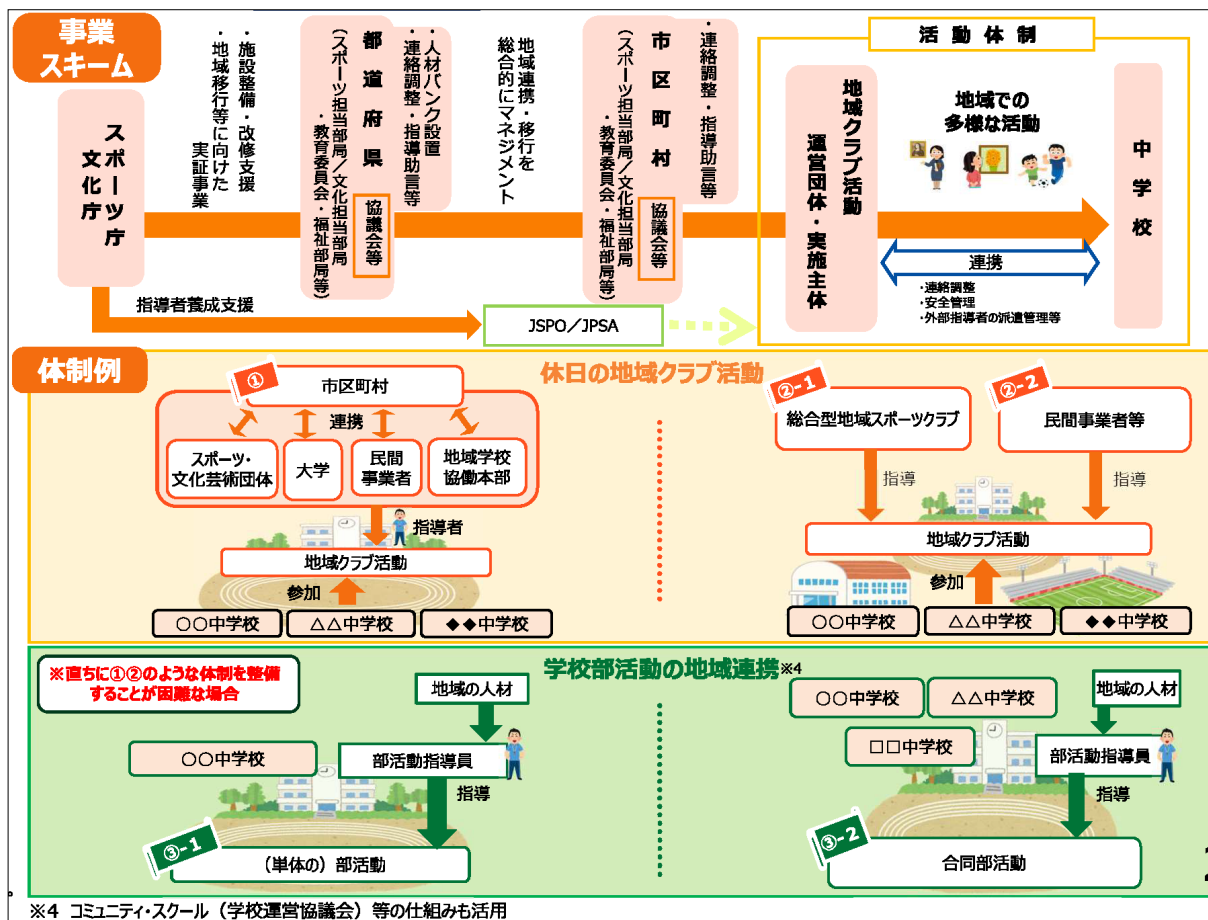
## 2 「地域クラブ活動」制度設計

### (1) 地域の実情に応じた体制整備

#### ア 令和5年度文部科学省予算（案）資料

- 「部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備」の中に、事業スキームと体制例がポンチ絵で示されています。
  
- これはあくまでも一例であり、地域の実情に合わせた体制を検討する必要があります。  
ここでは、受け皿として想定される多様な**運営団体**や**実施主体**が活動体制を担い、さらに各市町村において関係部局等と連携して立ち上げた**協議会等**により、運営団体及び実施主体を取りまとめることが想定されています。  
また、他の資料（実践研究事例集：後述）において、実施主体は中学生に対して指導に携わる団体等、運営団体は中学校と実施主体の間で連絡調整等を担うものと示されていますが、明確に分けることが難しい事例も考えられ、運営団体が実施主体を兼ねることも想定されています。
  
- 中学校単位にこだわらず、より広い地域単位での体制づくりの検討や、**市町村単位を超えた広域での取組により中学生の選択肢を広げることも**、趣旨に沿っていると考えます。
  
- すでに中学生が参加し、**活動実績があるスポーツ・文化芸術活動**（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間クラブ、地域のサークル・楽団、民俗芸能団体、個人レッスン等）についても、協議会等と連携し、地域クラブ活動の一翼を担う取組が期待されます。
  
- 直ちに上述のような体制を整備することが困難な場合には、学校部活動を軸として地域人材を活用し、部活動指導員を配置するスキームがポンチ絵で示されています。
  
- 令和4年12月に公表された国のガイドラインにおいては、地域の実情に応じ、学校部活動の地域連携と休日の地域クラブ活動（地域移行）が、当面は併存することも示されています。
  
- 市町村においては、部活動指導員の配置を完成形として目指すのではなく、地域移行に向けた経過措置としながら、スポーツ・文化芸術活動を学校単位から地域単位へ、運営団体・実施主体の整備充実に取り組んでいくことが求められます。

【参考】事業スキーム・体制例



イ 令和3年度における部活動の地域移行等に関する実践研究事例集

- スポーツ庁及び文化庁は、令和3年度における運動部活動及び文化部活動の地域移行等に関する実践研究事例集を取りまとめ、令和4年11月1日付けで公表しました。

[スポーツ庁：令和3年度における運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集について]

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/houdou/jsa\\_00116.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00116.html)

[文化庁：地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた実践研究]

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/gei\\_jutsubunka/sobunsai/93571801.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/gei_jutsubunka/sobunsai/93571801.html)



- 実践研究事例集は、地域クラブ活動への移行を進めるに当たり、運営形態や活動内容等を検討する上で参考となるものと思われます。

- 特に、スポーツ庁の実践研究事例集では、地域移行における運営形態の類型例が示されています。市町村の運営や、総合型地域スポーツクラブや体育・スポーツ協会等の地域のスポーツ団体、学校と関係する団体や地域の学校支援団体による運営など、多くの事例が示されています。



## 令和3年度における運動部活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について（1）



スポーツ庁

### 事例集 目次

<p>(1) 実践研究の概要</p> <p>(2) 実践研究の位置図</p> <p>(3) 実践研究の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休日の地域移行における運営形態の類型イメージ</li> <li>○地域移行の要素の例</li> </ul>	<p>(4) 事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休日の部活動の段階的な地域移行</li> <li>○合同部活動等の推進</li> </ul> <p><b>事例集 全体版はこちら</b></p> <p>○運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集 スポーツ庁HP  <a href="https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00116.html">https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00116.html</a></p> 
---	--

### 主な内容

○実践研究の課題、成果や実践研究の成果や好事例を踏まえ、**休日の地域移行における運営形態の類型イメージ**や**地域移行の要素の例**を提示。  
 ○事例については、休日の部活動の地域移行について47都道府県・12政令指定都市（102市区町村）の事例、合同部活動等について9件の事例を紹介。

#### 運営形態の類型イメージ

市区町村運営型	地域団体・人材活用型	市区町村教委が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施
	任意団体設立型	市区町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施
	競技団体連携型	市区町村が競技団体と連携して運営する形として実施
地域スポーツ団体等運営型	総合型地域スポーツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施
	体育・スポーツ協会運営型	体育・スポーツ協会が運営する形として実施
	民間スポーツ事業者運営型	民間スポーツ事業者が運営する形として実施
その他	その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部等が運営する形として実施

※上記のほか、スポーツ少年団、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、フィットネスジム、大学など多様な主体による運営が考えられる。

## 令和3年度における運動部活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について（2）



スポーツ庁

### 特徴的な取組例（任意団体設立型）

岡山県 赤磐市 教育委員会

**地域連携部活動推進協議会「磐梨 Dream Townプロジェクト」の設立・運営**

・磐梨中学校が地域連携を深めることで地域活性化、まちづくりに取り組むため、新たに運営主体となる「地域連携部活動推進協議会」を設立。  
 ・「磐梨DreamTownプロジェクト」を掲げ、指導者の確保や各部活動ごとに専門部会を設置し、地域主体の運営を実施している。  
**小中学校における一貫した指導体制の構築**  
 ・地域の指導者が充実している部活動において、地域のスポーツ少年団との連携による小学校から中学校までの一貫した指導体制の構築に取り組んでいる。  
 ・また、学校の顧問と地域の指導者が密に連携することで平日と休日において一貫した指導方針に沿った活動を実現している。

**指導者の確保、育成による魅力ある部活動、教師の負担軽減を実現**

・「磐梨DreamTownプロジェクト」方針のもと、HP等で指導者を募集することで、41名程度の指導者を確保。  
 ・指導者には、岡山県教育委員会が作成した教育観点の内容などを含む資料を配布し、質の高い指導者の育成に取り組んでいる。  
 ・結果として、専門的な指導による保護者・生徒の満足度向上や、教師の超過勤務時間の削減につながった。



「磐梨DreamTownプロジェクト」のパンフレット

### 特徴的な取組例（体育・スポーツ協会運営型）

静岡県 掛川市 教育委員会

**部活動改革を市全体のスポーツ振興の機会と捉え、市のスポーツ協会と連携**

・学校が管理する部活動から地域団体が管理する地域クラブへと、管理体制を変えることを目指し、各競技団体との連携や施設の管理に長けている掛川市スポーツ協会と連携を開始。  
 ・将来的に、掛川市スポーツ協会が学校の部活動を地域のクラブに転換して運営することで、持続可能なスポーツ環境の整備につながることを期待している。  
**市のスポーツ協会がスポーツクラブの運営ノウハウを生かして実践研究を開始**  
 ・冬季の水泳部の活動は、掛川市スポーツ協会が管理する施設で行われていたという背景を活かし、まずは水泳競技を対象に、部活動の一部を地域クラブの活動に転換。  
 ・将来的な平日の地域移行を見込み、火曜日と日曜日の平日日いずれにおいても地域スポーツ活動を実施。

**HP等での情報発信により、市民総ぐるみのスポーツ活動を強力に推進**

・この部活動のあり方について、子どもや保護者、学校、地域と共に取り組むことができるように、市のHPに動画やアンケート結果などの資料を掲載して、積極的な情報発信に努めている。  
 ・将来的な地域クラブ化に向け、地域指導者の確保に努めている。市のスポーツ協会と連携し、各種目の競技団体に協力依頼をするとともに、市独自の人材バンクを設立し、HPやSNS、メール配信システム等を活用して、地域指導者の掘り起こしとマッチングを行っている。




地域スポーツ活動に関する情報発信

## 令和3年度における運動部活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について (3)



### 地域移行の要素の例

関係者の巻き込み ・合意形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動に代わる地域のスポーツ環境構築の必要性・方向性を関係者に周知し理解を得る。</li> <li>・子供たちのスポーツ環境の在り方を関係者と協議した上で、方針について合意を得る。</li> </ul>	検討会・協議会等の設置 関係者へのヒアリング実施・ニーズ把握 情報発信（手引き・説明会・HP等） 地域スポーツクラブとの連携 体育・スポーツ協会との連携 地元企業との連携 人材バンクの設置 民間企業との連携 大学との連携・学生の活用 レクリエーション志向の活動の提供 ICT活用による施設の効率的運用 付加価値の高い指導の提供
運営団体の 確保・連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域スポーツ活動を担う運営団体を確保する。</li> <li>・地域の状況に基づき、適切な運営団体（地域クラブ、競技団体など）を確保する必要がある。</li> <li>・1つの運営団体でカバーできる地域・種目が限定的な場合は、複数団体と連携する。</li> </ul>	
指導者の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域スポーツ活動の指導を担う人材を確保する。</li> <li>・質・量共に十分な人材を確保するため、多様な組織と連携して人材を掘り起こす。</li> <li>・掘り起こされた人材は、人材バンク等で管理し、ニーズに応じてマッチングを行う。</li> </ul>	
地域でのスポーツ 機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動場所を調整し、運営団体が活動の責任者となって、地域スポーツ活動を実施する。</li> <li>・種目は、既存の学校部活動に縛られず、レクリエーション志向の活動などを含め、生徒の志向や状況に応じて、多様な活動を提供する。</li> </ul>	

※この他、運営団体や指導者等に係る財源の確保も要素の例となる。

### 特徴的な取組例

#### 熊本県 南関町 教育委員会

##### 総合型地域スポーツクラブ「NPO法人A-lifeなんかん」との緊密な連携体制構築

・「NPO法人A-lifeなんかん」は、平成24年に南関町体育協会と、前身組織の総合型地域スポーツクラブ「南関すこやかスポーツクラブ」が合併し結成。主な事業として、①スポーツクラブ・スクール事業②人材育成派遣事業③ヘルスケア事業などを実施し、地域のスポーツ・健康事業と連携して推進している。  
 ・地域移行に取り組み以前から、スポーツクラブの種目として部活動と同種目を異なる時間帯で開講。部活動における外部指導者を兼務している者もあり、引き続き指導者確保の役割を担っている。

#### 山口県 防府市 教育委員会

##### 指導者人材の把握・マッチングのため、地域部活動指導員を登録制に移行

・令和3年4月に「地域部活動実施要綱」を制定し、地域部活動指導員を登録制と定めた。  
 ・地域部活動指導員の主な要件は以下の通り。  
     ▶ 教育現場にふさわしい人格と意識をもつ者  
     ▶ 部活動指導等の経験を有し、競技等における専門的な指導のできる者  
     ▶ 20歳以上の者  
 ・要件を満たす人材には「指導者バンク」に登録してもらい、実践研究拠点校の指導者は、その人材の中からマッチングを行った上で教育長が任用するという体制をとっている。

##### 人材バンクによる指導者の確保

・平成28年度に指導者確保に向けて人材バンクを設置し、指導者の研修会受講を要件に指導者認定を行ってきた。本年度は、延べ50名が研修を受けた。  
 ・人材バンクを通じて現場ニーズを加味した指導者の派遣や指導者候補の希望に応じた、より広域での指導者の確保の実現に取り組むべく検討を進める。

##### 地元企業巻きこみによる指導者確保

・専門性の高い指導者の確保のためには、地元企業等に所属する競技経験者等の掘り起こしが有用であると考えている。  
 ・地元企業の方などが、仕事終わりや仕事中において指導することが可能な仕組みについて、来年度以降に部活動検討委員会で議論していく。

##### 指導者に対し年間2回の研修を実施するなど、指導者育成に注力

・地域部活動指導員に対しては、年間2回の研修の受講を義務付けており、令和3年度は4月、8月の2回実施。  
 4月：事業説明等を実施。  
 8月：アンガーマネジメントの研修等、地域部活動指導員による指導の質の向上にも寄与する研修を実施。

## ウ 協議会等

- 協議会等については、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の効果的・効率的な整備充実に向け、各市町村の地域スポーツ・文化芸術担当部局や教育委員会等の組織、関係団体、学校、保護者代表等が十分な情報共有等を通じて緊密に連携していけるよう、定期的な連絡調整を行える場として、体制を整備する必要があります。
- 協議会等での検討事項については、地域クラブ活動に係る活動方針・内容、実施校等の検討が想定されていますが、具体的には、以下に示しています。

- ・ **活動方針・内容等の検討**  
 （運営団体等との連携・連動、資料1に例を示す）
- ・ **移行する学校及びスポーツ・文化芸術活動の確認**  
 実施校に対する趣旨説明の検討、  
 実施内容の検討（実施校数、単独校か複数校か、競技・活動数等）等
- ・ **運営団体等との確認**  
 業務の整理、運営経費（歳入・歳出）の把握、会場（活動場所）や備品等の確保、指導者の確保（任用）及び研修、参加者の安全管理、緊急連絡体制等

- 協議会等においては、地域クラブ活動中における生徒の事故等の対応を含めて、管理責任の主体を明確にしておくことも必要です。
- 既に設置済みのもので、当該趣旨の検討等を行える場がある場合は、改めて設置する必要はありません。

## エ 運営団体・実施主体

- 運営団体は中学校と実施主体の間で連絡調整等を担うもの、実施主体は中学生に対して指導に携わる団体等と示されていますが、明確に分けることが難しい事例もあり、運営団体が実施主体を兼ねることも考えられます。
- 運営団体等は、既存のものに加え、保護者会、同窓会及び本県の特徴である教育振興運動など、学校と関係する組織・団体のほか、新規に立ち上げる必要がある場合も想定されます。  
移行期間においては、市町村教育委員会や市町村地域スポーツ・文化芸術所管課が、運営団体等の立ち上げを支援することや、運営団体等そのものを担うことも考えられます。
- 運営団体等は、主に以下の業務を行うことが考えられますが、移行期間においては、必要に応じ市町村教育委員会や市町村地域スポーツ・文化芸術所管課が支援し、軌道に乗せていくことも必要となります。

- ・ **運営方針、運営方法等の決定**  
（市町村が開催する協議会等と活動方針等を踏まえ、連携・連動すること）
- ・ **活動の周知に係る広報活動**
- ・ **参加者の募集、受付**
- ・ **活動のマネジメント**  
活動計画の作成、活動実績報告の作成、会費・参加費の設定、施設の確保、大会・コンクール等の参加手続き、参加者及び指導者の保険加入、事故等発生時の対応等
- ・ **指導者のマネジメント**  
指導者の確保（任用）、シフトの作成、従事時間管理、報酬の支払い、資質向上のための研修会の実施、指導者資格取得促進等
- ・ **参加者のマネジメント**  
出欠確認、会費・参加費の徴収、安全管理等
- ・ **地域、学校、競技団体、実施主体等、関係団体とのコーディネート**
- ・ **参加者及び保護者の満足度を高める工夫**  
アンケートの実施、PDCAサイクルによる運営改善等

- 実施主体として想定される団体等は、既存の学校部活動の枠組みを踏襲した活動に加え、民間主導の活動、地域クラブ活動への移行を機に新規に設置される活動、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団を融合した団体による活動など、その種類は多岐に渡ります。
- 協議会等において活動体制を検討する上で、従来の学校部活動の枠組みを踏襲した活動以外のメニューについて検討し、地域におけるスポーツ・文化芸術活動（スポーツ・文化芸術団体や民間クラブ、サークル、個人教室等）について全体像を把握し、それらと共存・協働して活動することについて検討することが期待されます。

- スポーツ活動については、中学校体育連盟が大会を運営する競技種目のみならず、様々な競技種目が考えられます。また、同年代のみならず、地域の実情に合わせて、小学生や高校生、社会人など多様な年代とスポーツに取り組むことも想定されます。  
文化芸術活動についても、地域クラブ活動への移行後は、市町村教育委員会や保護者会等が運営する活動のほか、地域の関係団体等への所属や個人レッスンにより趣味や興味・関心を追い求めることに加え、地域の民族芸能等に取り組むこと等が想定されます。
- 活動内容は、競技力向上やコンクール等の結果を求めることに特化したもののみならず、競技種目等を限定しない活動やシーズンごとの多様なスポーツ・文化芸術活動の提供、体験型キャンプの実施など、従来の学校部活動の概念にとらわれない新たなコンテンツを加えた取組も期待されます。
- 生徒はそれぞれの地域で提供される活動機会の中から、自身の興味・関心に応じた活動を選択できることや、実施主体には共生社会の観点を踏まえた活動メニューが含まれることも期待されます。
- 生徒の希望と活動時間等の重複等が解決される場合には活動を兼ねることも認められる一方で、いずれの活動にも参加しないという選択肢も保障されることが必要です。地域で希望する活動機会がない場合は、他の地域の活動に参加することも考えられます。
- 実施主体となることが期待される団体の多くは、これまで中学生の活動を運営してきた経験が多くないことが予想されるため、移行期間においては、必要に応じ市町村教育委員会や市町村地域スポーツ・文化芸術所管課がサポートを行う必要があります。

【参考】地域で行われるスポーツ・文化芸術活動の例（運営団体・実施主体としても期待）

活動の種類	備考
市町村体育・スポーツ協会 総合型地域スポーツクラブ	直営のほか、加盟する競技団体が対応することも想定 複数種目による活動も想定
スポーツ少年団単位団	現在の主な対象は小学生だが、対象年齢を引き上げて対応することも想定
競技団体（県、市町村）	競技力向上のほか、普及を目的とした活動も想定
民間（地域）クラブ等	柔道、剣道及び空手道等の道場、硬式野球チーム（リトルシニア、ボーイズリーグ等）のほか、民間企業等によるスポーツ指導（スイミングスクール、サッカー、バスケットボール、テニス等）、書道やピアノ・音楽教室なども想定
大学	大学との連携により、スポーツや文化芸術活動を得意とした学生による指導も想定
トップ・プロスポーツチーム 保護者会	チームとの連携により、選手等からの指導も想定 従来の学校部活動を踏襲した取組も想定
地域（吹奏楽、声楽等）サークル・ 楽団	多年代での活動を想定
民俗芸能団体	地域の祭りやイベント等に向けた取組も想定
美術や工芸等の個人レッスン	個人の趣味を追い求めることも想定
市町村教育委員会	直接運営し、上記団体や地域人材等から指導者を確保して 取り組むことも想定

## オ その他

- スポーツ推進委員の役割に鑑み、学校部活動の地域クラブ活動への移行にあたり、市町村と地域の運営団体・実施主体等との連絡調整をスポーツ推進委員が担うことも期待されます。

### (2) 指導者の確保・資質の向上

- 地域クラブ活動では、地域の指導者に加え、すでに中学校に配置されている部活動指導員、教員経験者、指導を希望し兼職兼業の許可を得た現職教員等が、運営団体や実施主体に所属し、指導を担うことが想定されます。
- 一方で、多くの地域において、現段階で十分な人材を確保することが困難である現状を踏まえ、地域の実情に応じて、運営団体等のみならず市町村教育委員会や市町村地域スポーツ・文化芸術所管課において、以下のような方策等を検討することが期待されます。

#### ① 地域のスポーツ・文化芸術関係人材の把握

市町村の競技団体登録者、スポーツ少年団指導者、スポーツ推進委員、民間クラブ指導者、文化芸術団体関係者、個人活動を行っている指導者等をリストアップ

#### ② 指導を希望する教員の把握

教員へのアンケート調査等により、地域クラブ活動において指導を希望する教員をリストアップ

#### ③ 指導人材登録制度の活用

上記①、②で把握しきれない人材を活用するため、人材登録制度を構築し、適切な広報活動により、意欲ある指導者を確保

#### ④ 企業、大学・専門学校等との連携

地域に企業チーム等がある場合は、連携して指導者確保

大学・専門学校等については、スポーツ関連企業等への就職を希望する学生や教員を志望する学生にはメリットとなりうることから、大学・専門学校等との連携を行うか、大学・専門学校等を通じての求人募集等を実施

#### ⑤ 民間事業者との連携

全国的には、フィットネスクラブや人材派遣会社等の民間事業者との連携を行っている自治体が存在

#### ⑥ 求人募集

マスメディアやコミュニティメディア、ハローワーク等での求人募集を実施

#### ⑦ 広域での活動の実施

近隣市町村と連携し、市町村単位を越えた広域での活動を検討

- 地域クラブ活動の指導者は、当該スポーツ・文化芸術活動の指導力だけでなく、運営団体等が定める運営方針等に沿って、中学生に適切な指導を行うための資質を備えていることが必須です。  
スポーツ庁の有識者会議提言では、指導の場において、できる限り公認スポーツ指導者資格を有する指導者が指導に当たることを求めています。また、文化庁の有識者会議提言においては、民間団体の資格による音楽文化振興人材の育成や、都道府県の吹奏楽連盟における指導者認定講座の実施などの事例も示されています。

- (公財) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の取得には経済的・時間的な負担が大きいところですが、令和4年6月から教員免許状所持者を対象として、全てオンラインで受講可能な公認スポーツ指導者資格を創設しています。
- 指導者には、技術指導以外にも必要な指導スキルや倫理観等を備えている必要があることから、運営団体等は、指導者の資質向上に係る研修について検討する必要があります。  
なお、市町村教育委員会や市町村地域スポーツ所管課がその取組を支援することも期待されます。
- 運営団体等のみならず市町村教育委員会や市町村地域スポーツ・文化芸術所管課において、指導者に対し、公認指導者資格の取得を促すことや、部活動指導員と同様の研修を実施するなど、指導者の質の向上に向けた取組が求められます。

### (3) 活動経費

- 活動経費については、運営団体等が必要となる経費、また、その経費に係る財源（参加生徒からの経費負担有無）など、協議会等において事前に運営団体等と整理する必要があります。  
なお、令和3・4年度におけるスポーツ庁委託事業を活用した本県の実践研究においては、指導者の報酬単価を部活動指導員の単価と同様の1時間当たり1,600円を基本とし、それぞれの運営団体等が別に定めることとしました。  
また、交通費についても、1回当たりの単価は、運営団体等が定める規則等に基づき支給することとしました。

#### 【参考】実践研究における活動経費の例

		活動経費の例				
支出経費	指導者報酬、交通費	傷害保険料 (生徒・指導者)	会場使用料	用具代	送迎費	その他
収入経費	会費・参加費	傷害保険料 (生徒・指導者)	その他			

### (4) 会場（活動場所）等

- 会場（活動場所）については、公共のスポーツ・文化施設や学校施設、廃校施設の活用、運営団体等が所有もしくは管理等する施設などが想定されます。協議会等は、事前に運営団体・実施主体と確認する必要があります。学校施設を利用する場合には、利用ルール等の策定や希望が重複する場合には利用割り当ての調整が必要となります。
- 地域クラブが、市町村の公共施設を利用して活動する際には、低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境を整備することが求められます。  
また、地域クラブは、これまでの学校部活動ではないことから、学校施設や備品を利用する場合には利用に係る手続きが行われ、許可を受けた上で利用することとなります。

## (5) 保険の加入

- 参加者及び指導者の保険加入については、**自身の怪我等を補償する保険や個人賠償保険に加入するよう求める必要**があります。

なお、公益財団法人スポーツ安全協会では、令和5年度からスポーツ安全保険の補償を充実し、年額掛金はそのままに、学校管理下における災害に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行っている独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度と同程度の補償となるよう、制度改定を行っています。

## (6) 具体的な進め方

市町村において地域移行を進めていく中で、想定される事柄を記載しています。

### ア 地域ニーズの把握

- 「望ましい活動・環境の姿」を実現するため、地域の生徒（児童）と保護者のニーズや、学校の意向、地域でのスポーツ・文化芸術活動を担うことができる団体や指導者等を把握することが期待されます。また、共生社会の観点から、障がいの有無にかかわらず誰もが一緒に参加できる活動を行うためには、地域の特別支援学校の生徒（児童）及び保護者を含めたニーズ把握も期待されます。
- さらに、地域のスポーツ・文化芸術関係者、学校関係者、行政関係者、保護者及び地域の方々が一堂に会する「地域ミーティング」等を開催するなど、様々な立場から意見を集約することも効果的です。

### イ 協議会等の開催

- 把握した地域ニーズを基に、地域に望ましい新たなスポーツ・文化芸術活動の環境の創設（制度設計等）に向けた協議会等を開催します。
- 協議会等には、必要に応じて有識者の参加を求めるなど、客観的な意見を踏まえ、建設的な協議が行われるようにします。
- 協議会等では、行政関係者や学校関係者、体育・スポーツ協会等の関係者のみならず、民間クラブチームの関係者、文化芸術団体の関係者、保護者代表等の参加を求めるなど、地域のスポーツ・文化芸術活動全体について協議が行われることが期待されます。
- また、必要に応じ、活動の改善を図ることを目的に、参加生徒・保護者、中学校等を対象としたアンケート調査を実施するなど、持続可能な活動となるよう、協議会等で検討を行っていく必要があります。

### ウ 運営団体・実施主体に求めていくこと

- 運営団体等が決定する運営方針等は、「市町村における部活動の在り方に関する方針」等を踏まえた内容であるよう、運営団体等に対して求める必要があります。

- 学校、指導者及び他に参画する実施主体等全ての関係者と調整を図り、活動日、活動時間、活動場所等が示された活動計画（年間、月間等）を作成し、参加生徒、中学校、協議会等に周知するよう求める必要があります。
- 緊急時の対応に備え、参加生徒保護者、中学校等関係者間で連絡体制を整備するよう求める必要があります。
- 会費・参加費については、活動の維持・運営に必要な範囲で、**可能な限り低廉な会費・参加費**とするよう求める必要があります。
- 協議会等に対して、実施に係る定期的な中間報告や情報共有、年度末での報告・分析などを行うとともに、指導者や活動場所の確保、活動経費等について課題の整理も併せて行うよう求める必要があります。
- 「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うよう求める必要があります。
- 協議会等が実施する参加生徒・保護者等を対象としたアンケート調査などに協力するよう求める必要があります。
- 地域クラブ活動を持続可能とするためには、参加者が将来、地域の指導者として子ども達を指導したいという気持ちになるような、長期的な視点をもった活動となるよう求める必要があります。



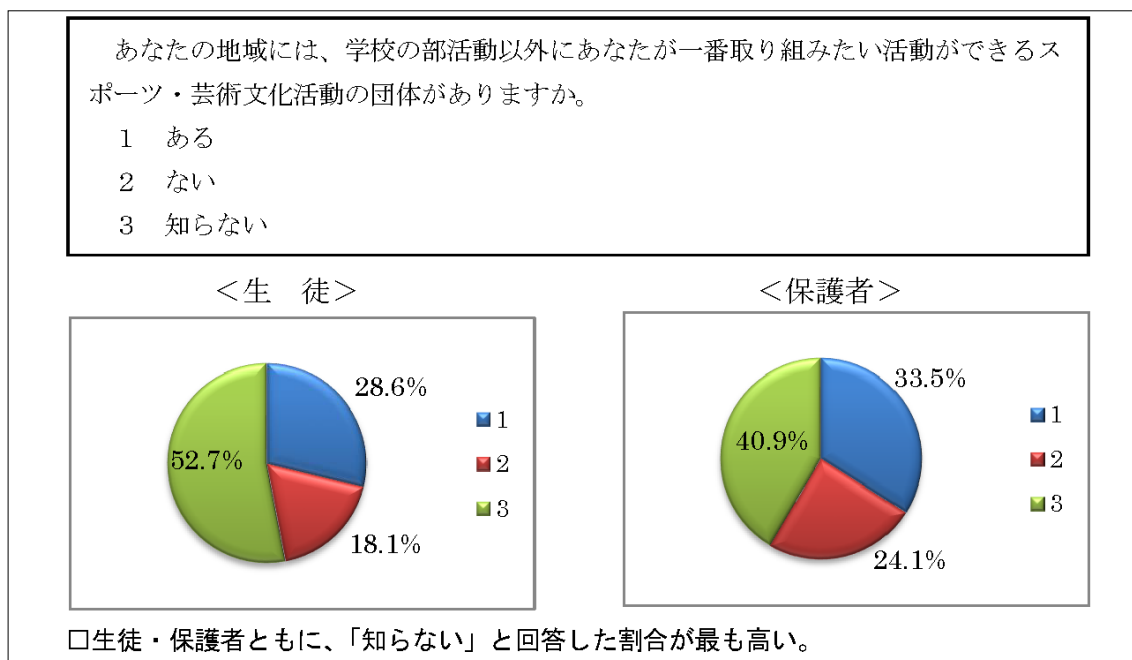
### 3 関係団体・学校・保護者・地域への説明・周知

- 『2 「地域クラブ活動」制度設計』で示したとおり、学校部活動の地域クラブ活動への移行については、地域の体育・スポーツ協会や文化芸術団体の関係団体等との連携が不可欠です。市町村において、関係団体等との連携に向けた説明や協議を進めていく必要があります。  
また、活動方針・内容等について、学校関係者や各団体等の共通理解が得られるように、市町村において、丁寧に説明する必要があります。
- 学校部活動が段階的に地域クラブ活動へ移行していくことについては、保護者、地域の関心が非常に高い一方で、必ずしも正しい情報が伝わっていない実態があることから、中学生や小学生の保護者に対して、地域クラブ活動への移行を進めることにより生徒にとって様々な選択肢があること、会費・参加費等の負担が発生する活動となること等への理解を得る必要があります、必要な情報を、適切に発信していく必要があります。
- これまで県では、岩手県中学生スポーツ・文化セミナーの開催、（一社）岩手県PTA連合会主催の岩手県PTAリーダー研修会における行政説明、（公財）岩手県体育協会主催の競技団体や指導者を集めた研修会における説明、（一社）岩手県芸術文化協会の役員等に対する説明、市町村教育委員会や中学校からの依頼を受けて指導主事を派遣し説明等を実施し、県レベルでの情報提供を行ってきました。
- 今後は市町村において、準備の進捗状況等について、市町村小中学校PTA連合会や地域のスポーツ・文化芸術団体等の関係団体への説明や意見交換を進めていくことが期待されます。  
その際、地域のスポーツ関係者、学校関係者、行政関係者、保護者及び地域の皆さんが一堂に会す「地域ミーティング」等を開催するなど、様々な立場からの方々に一斉のメッセージを出し、同時に意見を集約することも効果的です。

#### 4 生徒への募集案内

- 「2 (1) 地域の実情に応じた体制整備について」で想定したとおり、運営団体等において募集要項を作成するところですが、必要に応じ市町村教育委員会や市町村地域スポーツ所管課が支援することも考えられます。
- 生徒へ募集案内を行う際には、中学校において募集要項を配布することが想定されますが、学校部活動から移行された地域クラブのみならず、すでに活動実績がある地域のスポーツ・文化芸術活動についても、生徒及び保護者に対する地域のスポーツ・文化芸術環境についての情報提供の観点から、同様に取り扱うことが期待されます。  
なお、令和元年12月に、中学生スポーツ・文化活動に係る研究に向けて、県教育委員会事務局保健体育課が実施したアンケート調査において、「地域にスポーツ・芸術文化活動ができる団体があるか知らない」と回答した割合が、生徒（52.7%）、保護者（40.9%）ともに高い結果であったことから、地域におけるスポーツ・文化芸術活動について周知を図る必要があることが示されています。
- 生徒は、地域クラブ活動への移行後に、どの活動に参加するか、またはいずれの活動にも参加しないか自由に選択できるようにするべきであり、また、平日は学校部活動に参加していない生徒が参加することや、平日とは違う活動を希望することも認めるような募集を行う必要があります。

【参考】中学生スポーツ・文化活動に係る研究アンケート調査結果抜粋（県教委保健体育課 令和元年12月）



## 5 指導を希望する教員への対応

- 文部科学省は、令和3年2月17日付け2初初企第39号で、「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」通知しました。下はその概要版です。

### 兼職兼業の取扱いについて（文部科学省 令和3年2月17日）

休日の地域部活動に従事することを希望する教師については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することとなるため、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には、地域団体の業務に従事することが可能

#### 【根拠法令】教育公務員特例法第17条

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

- ・ どの法令を根拠にして許可を行うべきかについては、当該地域団体の性質や地域団体の業務内容、態様等を総合的に勘案し、各教育委員会において適切に判断を行うことが必要
- ・ 時間外労働と休日労働の合計時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないことが適当
- ・ 教育委員会が地域団体や学校、教師本人とよく連携して対応することが求められる

#### ■ 岩手県教育委員会発出通知

令和3年2月17日付け2初初企第39号「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」については、令和3年3月30日付け教職第1137号、教保第604号「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」により、各市町村教育委員会教育長、各教育事務所長及び各県立学校長あて通知しているものであること。

- 市町村教育委員会は、当該教員の時間外労働の時間と、運営団体等が示す活動計画に示された指導時間を踏まえ、兼職兼業の可否の判断をすることが必要になります。
- 市町村教育委員会は、文科省通知に沿って、指導を希望する教員が兼職兼業により、活動の主体である運営団体等の業務に従事できるような仕組みを作る必要があります。
- その際、勤務校と運営団体等が役割を分担し、当該教員や運営団体等から必要な情報が収集できるような仕組みを構築しておきます。

- なお、指導を希望する教員が兼職兼業の許可を得て指導する活動は勤務時間外に従事する活動であるため、勤務校の地域に限らず、居住地やその他の地域で行われるものから選択できるようにする必要があります。  
そのため、市町村教育委員会は、必要に応じて他地域の運営団体等と連携し、指導計画と指導実績の情報を得て、適切に管理する必要が生じます。
- また、市町村教育委員会は、兼職兼業による指導を希望しない教員を、地域の活動に従事させないようにする必要があります。その際、周囲からの要望や同調圧力等から断れないような事態が生じることを防がなければなりません。
- 資料2の令和5年1月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課等事務連絡「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」について」も参考としてください。

## 地域クラブ活動における活動方針の例

## 令和〇年度〇〇市休日の地域クラブ活動方針

## 1 概要

休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けて、地域の特色に応じた地域クラブ活動の仕組みの構築を推進し、運営団体の責任の下で行われる活動の成果、課題を整理するとともに、運営団体が担う業務、活動経費、指導者の確保など、地域クラブ活動への移行体制構築に取り組むもの。

## 2 目的

これまでの学校部活動の意義と成果を生かしながら、市内スポーツ・文化芸術団体等が運営する「地域クラブ活動」の実施により、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術等に継続して親しむ機会を確保し、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備することで、生徒の多様な体験機会を確保するとともに、生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動への円滑な流れを構築し、もって本市のスポーツ・文化芸術の振興に資すること。

## 3 事業内容

## (1) 運営団体による地域クラブ活動の実施

ア 運営団体 (市内体育・スポーツ協会、市内文化芸術団体、総合型地域スポーツクラブ等…)  
(運営団体の下で実際に活動に携わる関係団体(実施主体)も含めて記載)

イ 実施期間 令和〇年〇月から

ウ 実施校 市内中学校〇校(〇〇中学校、…)

エ 対象部 運営団体が別に定める部活動

オ 会場 運営団体が別に定める会場

カ 参加対象 実施校に在籍する生徒

## (2) 地域クラブ活動に関する体制の構築

ア 運営団体が担う業務の整理

(ア) 指導者との連絡調整及び謝金の支払方法について

(イ) 指導者の確保について

(ウ) 活動場所の確保について

(エ) 実施校との連絡調整について

(オ) 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の指導に関する調整について

(カ) その他必要と認められる業務について

イ 運営経費等の把握

(ア) 活動に要する経費について(歳出経費)

(イ) 活動参加費について(歳入経費)

(ウ) 施設使用料、大会参加費等の保護者負担について

ウ その他

(ア) 合同練習等における生徒の移動手段について

(イ) 指導者に対する研修について

#### 4 経費

##### (1) 諸謝金

ア 地域クラブ活動の指導者の給与は報酬とし、1時間当たりの単価は、運営団体が別に定める額とする。

イ 地域クラブ活動の指導者の報酬は、勤務実績に基づいて支給するものとする。

##### (2) 旅費

ア 地域クラブ活動の指導者の交通費は旅費とし、1回当たりの単価は、運営団体が別に定める額とする。

イ 地域クラブ活動の指導者の旅費は、勤務実績に基づいて支給するものとする。

##### (3) 保険料

ア 地域クラブ活動に参加する指導者及び生徒の傷害保険は保険料とする。

イ 傷害保険については、地域クラブ活動の実践開始前に運営団体が加入の手続きを行うこととする。

##### (4) 使用料

地域クラブ活動が活動するための会場の借上げに必要な経費は使用料とする。

##### (5) 通信運搬費

生徒・保護者等を対象とするアンケートを実施する場合に要する郵送料は通信運搬費とする。

##### (6) その他

その他、地域クラブ活動に係る必要な経費について、事前に協議会事務局に問い合わせること。

#### 5 事業実施について

##### (1) 指導者の任用について

指導者については、運営団体もしくは運営団体の下で地域クラブ活動を行う実施主体が任用するものとする。

##### (2) 事業実施について

ア 事業実施については、別紙「事業実施計画」のとおりとする。

イ 地域クラブ活動の実施については、運営団体、実施主体、実施校及び指導者等で活動日、活動時間及び活動場所等の調整を図り、年間計画及び月間計画を作成の上、実施するものとする。

ウ 実施内容について、運営団体、実施主体、実施校及び指導者等で共有を図り、地域クラブ活動の実施及び必要な調査等を行うことにより、課題を整理し体制を構築するものとする。

##### (3) その他

ア 教育委員会等が主催の各種会議、研修会への参加

イ 地域人材の確保、マッチングする仕組みの構築への取組

#### 6 事業実施にあたっての留意点

運営団体は、次の(1)～(2)について関係者等と確認のうえ実施すること。

##### (1) 本事業の目的を共有すること。

##### (2) 「岩手県における部活動の在り方に関する方針」を踏まえ策定した「〇〇市における部活動の在り方に関する方針」に準拠した活動とすること。

◇〇〇市における部活動の在り方に関する方針（一部抜粋）

- 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、参加を義務付けたり、活動を強制したりしないよう、留意すること。
- 適切な休養日等の設定
  - ◆ 部活動休養日及び活動時間の基準
    - 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。
    - 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- 部活動を補完する活動（父母会・スポーツ少年団等）が行われる場合は、部活動と合わせて基準（休養日・活動時間）を超えない活動とする。
- 部活動中の熱中症事故の防止等
  - ◆ 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の健康状態の把握に努めるとともに気象情報等に留意し、適切に対応すること。
  - ◆ 高温や多湿時に広域的な大会等で止むを得ない事情により参加する場合には、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症防止対策を講じた活動とすること。

※ 文部科学省から通知されている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」等を踏まえ、参加する生徒の健康状態の把握や体調管理の徹底、統括団体（全国連盟・協会等）が作成するガイドラインの内容に留意すること。

## 7 その他

事業実施に当たり、疑義が生じた場合には、運営団体、実施主体、実施校、協議会事務局等の関係者で協議の上解決していくものとする。

事 務 連 絡  
令和 5 年 1 月 3 0 日

各都道府県・指定都市教育委員会 御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課  
スポーツ庁地域スポーツ課  
文化庁参事官（芸術文化担当）付

「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について  
（手引き）」について（送付）

学校部活動の地域移行に関して、教師等が学校以外の主体である地域団体が実施する地域の活動において兼職兼業することについては、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」（2 初企第 39 号令和 3 年 2 月 17 日文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）（以下「兼職兼業通知」という。）において、兼職兼業等に係る考え方や留意点等について下記のとおりまとめ、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和 4 年 12 月に、スポーツ庁及び文化庁において、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。ガイドラインにおいては、「教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。」と記載され、また、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について（通知）」（4 ス庁第 1640 号令和 4 年 12 月 27 日スポーツ庁次長・文化庁次長等通知）において、「希望する学校の教師等が休日等に地域の指導者として活動できるよう、兼職兼業の許可の手續の円滑化を図ることが重要であること。」「文部科学省では（略）、各地方公共団体における兼職兼業の許可の円滑な手續に資するため、分かりやすい手引きをなるべく速やかに示す予定であること。」とお伝えしていたところです。

このたび、兼職兼業通知の内容をもとに、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可が得られることに資するよう、教師等の兼職兼業に関する必要な手続きや留意事項、具体例についてまとめた手引きを別添の通り作成しましたので、これも参考にして対応いただきますようお願いいたします。

なお、手引きに記載の事項については、現行制度下において実施可能な内容であり、早期に実施可能な地域や学校においては、令和 5 年度以降に限らず、随時対応できるものであることも踏まえ、各地域や学校の実情に応じて適切に対応をお願いします。また、公立学校のうち主に中学校の教育職員を対象として整理していますが、高等学校その他の部活動を実施する学校については校種の違いに、学校における事務職員そ



の他の職については地方公務員法等の関係法令に留意しつつ、同様に対応をお願いします。

さらに、兼職兼業の許可等の対応に当たっては、教育委員会内の教職員のサービスを監督する部署や学校部活動を担当する部署等の関係部署間のみならず、首長部局や地域クラブ活動の運営団体・実施主体、兼職兼業を希望する教師等や当該教師等の所属する学校等ともよく連携して対応することが重要であると考えられることから、関係機関等において適切に連携した上で対応をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、必要に応じて指導・助言いただくようお願いいたします。

参考 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinji/mext\\_02032.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html)

別添 公立学校の地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）



**【本件担当】**

文部科学省：電話 03-5253-4111（代表）

- 公立学校の教師等の兼職兼業に関すること  
初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係（内線 2588）
- 学校部活動の地域移行（運動部活動）に関すること  
スポーツ庁地域スポーツ課地域部活動推進係（内線 3954）
- 学校部活動の地域移行（文化部活動）に関すること  
文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室文化活動振興係（内線 2832）